

地域振興事業の変更・中止・廃止等の取扱いについて

地域振興事業の助成対象となる6細事業（①地域活性化推進事業、②地域産業振興事業、③地域環境保全推進事業、④地域文化振興事業、⑤地域国際交流推進事業、⑥地域情報化推進事業）において、各市町村が実施する事業に変更等が生じた場合の基本的な手続きについては下記のとおりとなります。

【事業の変更等に係る基本的な手続きについて】

1. 変更について

（1）変更とは

事業内容又は経費配分の変更。細事業の変更（例：活性化推進事業を国際交流推進事業に変更）は認められない。

（2）細事業間での経費配分の変更（例：A事業の不用額をB事業に充当する）

現行の実施要綱では認められない。

（3）提出書類

第3号様式（変更承認申請書）を提出。

2. 中止について

（1）中止とは

一般的な延期又は再開を前提とした一時中止。

（2）提出書類

第5号様式（中止承認申請書）を提出。

3. 廃止について

（1）廃止とは

一般的な中止。当該年度において事業を再開しない。

（2）提出書類

第5号様式（廃止承認申請書）を提出。

（3）精算について

要綱第8条に基づき、実績報告書を提出し、その内容が適切な場合は助成金を支払うこととなる。また、事務上の行き違いなどを防ぐために、費用が発生していない場合でも事業費0円の実績報告書を提出し、0円精算を行う（0円の請求書は不要）。

【コロナウイルスの影響等で廃止等になった場合の手続きについて】

上記の基本的な手続きを踏まえたうえ、コロナの影響等で廃止等になった場合の具体的な手続きについては下記のとおりとなります。

1. 事業内容を変更または縮小して実施する場合

→ 変更承認申請書（第3号様式）を提出する。

例：国際交流推進事業において、海外渡航を要する内容を、国内で行える内容に変更する。

例：当初、1,000千円の事業費を予定していたが、コロナウイルスの影響により事業規模が縮小し、500千円の事業費となった。

2. 事業が廃止になった場合

→ 廃止承認申請書（第5号様式）を提出。協会の承認を受けた後、実績報告書を提出し、精算する（80%助成）。

また、費用が発生していない場合も事業費0円の実績報告書を提出（請求書の提出は不要）。

3. 廃止した事業（A事業）に充当するはずだった助成金を、既に交付決定している別事業（B事業）に充当する場合（積み増し）

→ A事業について、廃止承認申請を提出。協会の承認を受けた後、精算。

B事業について、A事業の廃止承認を受けた後、新たに経費配分を組み直したB事業の変更承認申請書を提出。

ご不明な点がございましたら、当協会までお問合せください。

問い合わせ先

（公社）沖縄県地域振興協会

〒900-0029 那覇市旭町116番地37（自治会館6F）

TEL 098-862-9390 / FAX 098-862-9396

担当：山城 E-mail：m.yamashiro@oflp.jp

伊波 E-mail：iha@oflp.jp